

こども計画(仮称) の策定に向けて

R6.9.13総合教育会議
こども未来部



※現時点では、未決定の内容が多く
含まれる資料のためご留意願います。

Contents

1. こどもを取り巻く現状
2. 現計画における成果と課題
3. こども計画(仮称)の位置付け
4. こども計画(仮称)の概要案

1.

こどもを取り巻く現状

まず初めに、全国的な傾向を踏まえた当市の現状を把握



①人口/構成比の推移

全国

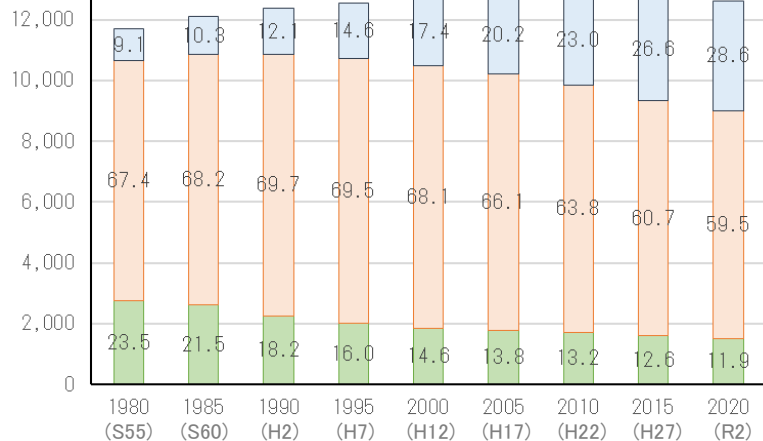
総人口は、2010(H22)をピークに減少

構成比は、40年間で次のとおり変化

年少人口▲11.6%、生産年齢人口▲7.9%、
高齢人口19.5%増

単位:万人、%

14,000



0~14歳 15~64歳 65歳以上

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
総人口	11,705	12,105	12,361	12,557	12,693	12,777	12,806	12,709	12,615
構成比	65歳以上	9.1	10.3	12.1	14.6	20.2	23.0	26.6	28.6
	15~64歳	67.4	68.2	69.7	68.1	66.1	63.8	60.7	59.5
	0~14歳	23.5	21.5	18.2	16.0	14.6	13.8	13.2	12.6

出典:国勢調査

高山市

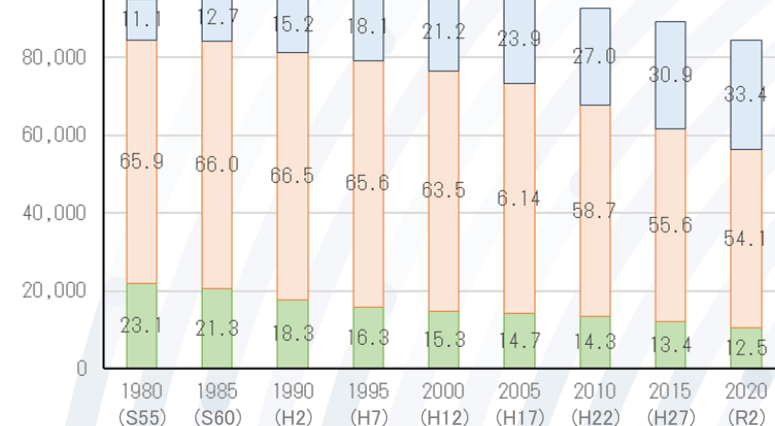
総人口は、2000(H12)をピークに減少

構成比は、40年間で次のとおり変化

年少人口▲10.6%、生産年齢人口▲11.8%、
高齢人口22.3%増

単位:人、%

100,000



0~14歳 15~64歳 65歳以上

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
総人口	95,037	96,459	95,859	96,680	97,023	96,231	92,747	89,182	84,419
構成比	65歳以上	11.1	12.7	15.2	21.2	23.9	27.0	30.9	33.4
	15~64歳	65.9	66.0	66.5	63.5	61.4	58.7	55.6	54.1
	0~14歳	23.1	21.3	18.3	16.3	15.3	14.7	14.3	12.5

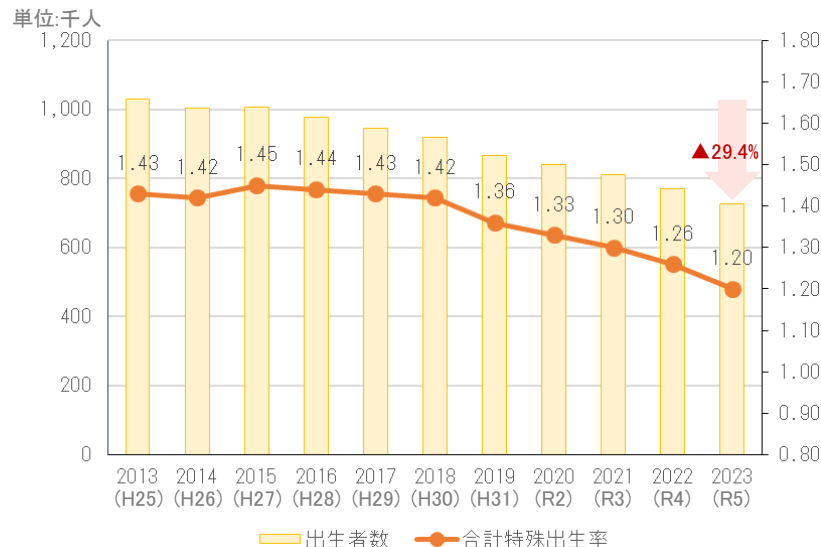
出典:国勢調査

②出生数/合計特殊出生率の推移

全国

出生者数は、2016 (H28)から100万人を下回り、一貫して減少傾向

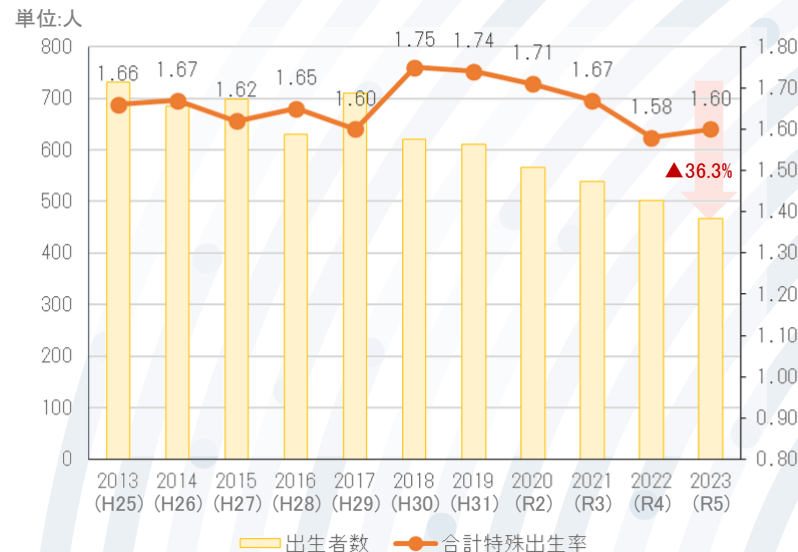
合計特殊出生率も減少を続け、この期間ピークの2015(H27)と直近2023(R5)との比較で▲0.25



高山市

出生者数は、2017 (H29)は700人を上回ったが、以降は下げ止まりを見せない減少傾向

合計特殊出生率も減少傾向だが、国との比較では高い水準にあり、減少幅も比較的穏やか▲0.15



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
合計特殊出生率	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20
出生者数	1,030	1,004	1,006	977	946	918	865	841	812	771	727

出典:人口動態調査

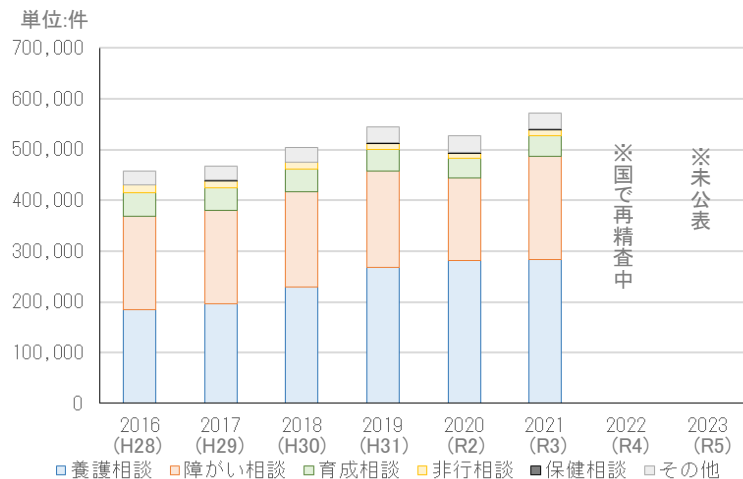
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
合計特殊出生率	1.66	1.67	1.62	1.65	1.60	1.75	1.74	1.71	1.67	1.58	1.60
出生者数	731	685	699	631	710	620	610	566	538	501	466

出典:住民基本台帳、県保健衛生年俵

③児童虐待などの推移

全国

児童相談所における新規相談件数は年々増えており、この期間で約10万件増加
児童虐待を含む養護相談が増要因

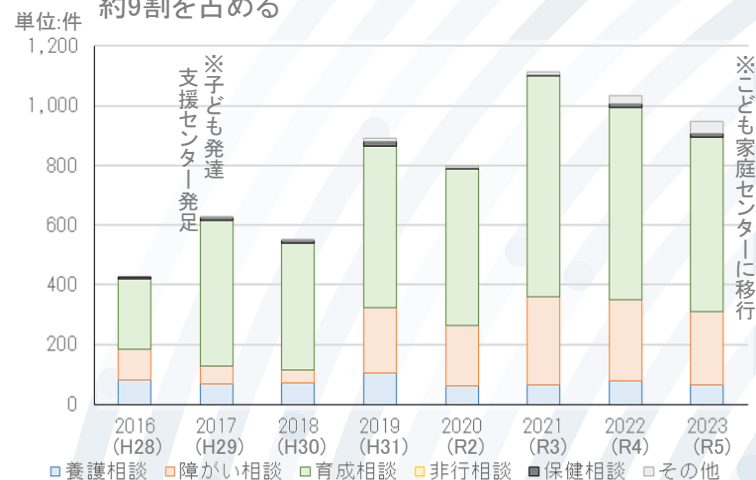


	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
養護相談	184,314	195,786	228,719	267,955	280,985	283,001		
障がい相談	185,186	185,032	188,702	189,714	162,351	203,619		
育成相談	45,830	43,446	43,594	42,441	38,908	41,534		
非行相談	14,398	14,110	13,333	12,410	10,615	10,690		
保健相談	1,807	1,842	1,644	1,435	1,269	1,441		
その他	25,937	26,664	28,864	30,743	33,144	31,676		
合計	457,472	466,880	504,856	544,698	527,272	571,961		

出典:福祉行政報告例

高山市

高山市における新規相談件数は、2021(R3)をピークにやや減少傾向、**養護相談は70件前後**で推移
障がい相談、発達や発育などの育成相談が増加し、約9割を占める



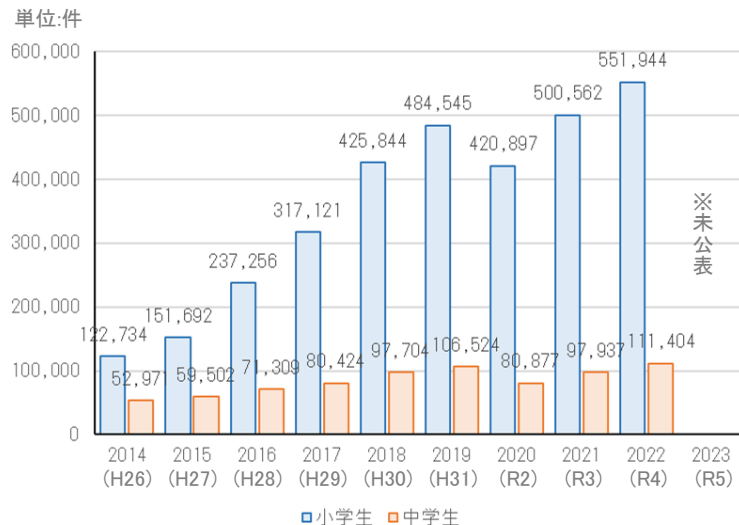
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
養護相談	82	68	73	103	61	65	79	66
障がい相談	103	60	41	219	203	295	271	245
育成相談	235	488	426	542	523	740	643	583
非行相談	0	0	0	0	0	0	0	0
保健相談	8	11	8	17	5	4	14	13
その他	0	3	1	10	6	11	26	39
合計	428	630	549	891	798	1,115	1,033	946

出典:こども政策課資料

④ いじめ認知件数の推移

全国

小学生、中学生ともに、2020(R2)に一時下がったが、その後増加傾向にあり、小学生では2021(R3)に50万件、中学生では2022(R4)に10万件を超過

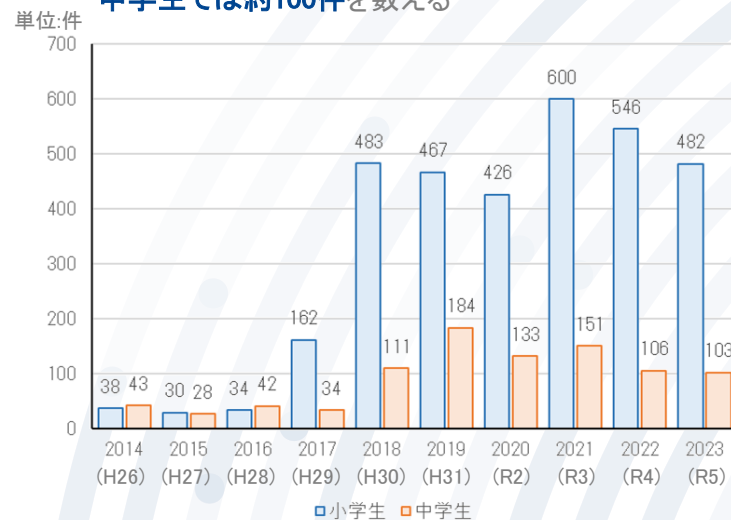


	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
小学生	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944	
中学生	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404	

出典:児童生徒の問題行動・不登校等
生徒指導上の諸課題に関する調査

高山市

2017(H29).3国の「基本方針」改定、2018(H30).3国通知に基づき厳格化
近年はやや減少傾向にあるが、**小学生で約500件、中学生では約100件**を数える



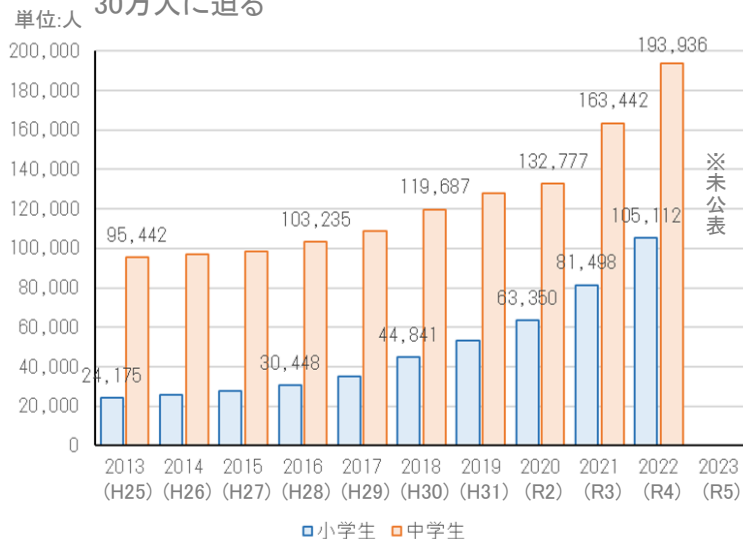
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
小学生	38	30	34	162	483	467	426	600	546	482
中学生	43	28	42	34	111	184	133	151	106	103

出典:学校教育課資料

⑤不登校児童生徒数の推移

全国

小学校、中学校とも一貫して増加しており、
中学生では特に2021(R3)以降、増加幅が大きく
小学生でも2022(R4)10万人を超え、小中合わせて
30万人に迫る

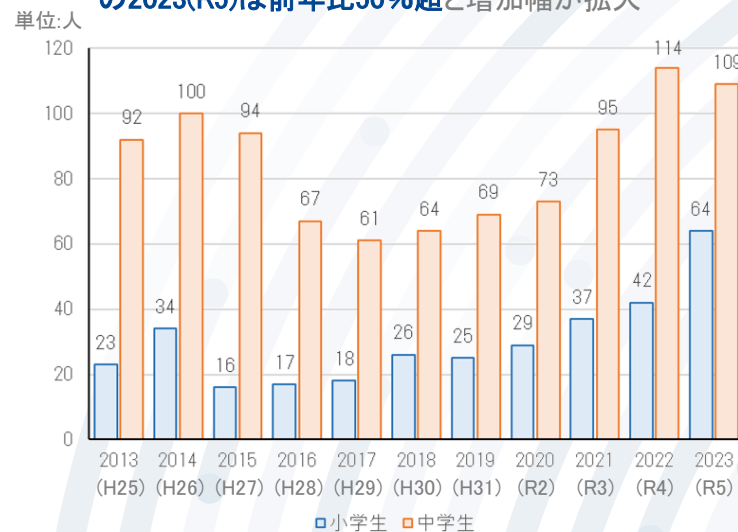


	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
小学生	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	
中学生	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	

出典:児童生徒の問題行動・不登校等
生徒指導上の諸課題に関する調査)

高山市

中学生では、2017(H29)が最も低く、以降増加傾向にあり、
2022(R4)以降、再び100人を超過
小学生では、2015(H27)が最も低く、以降増加傾向、直近
の2023(R5)は前年比50%超と増加幅が拡大



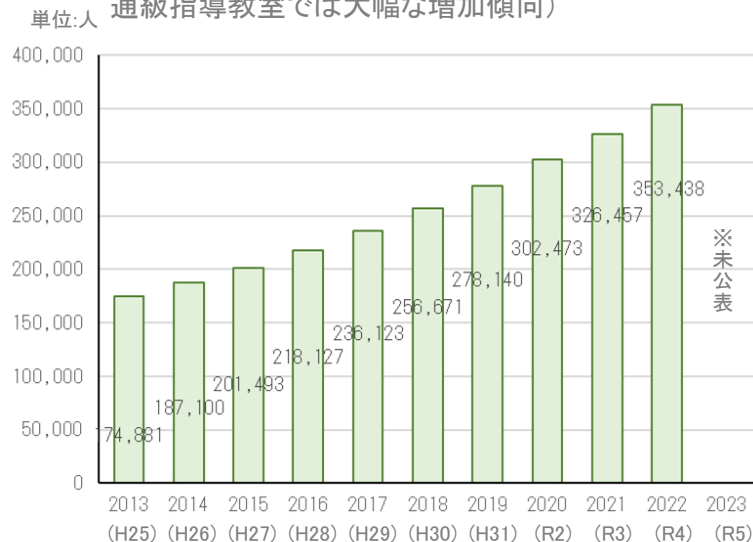
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
小学生	23	34	16	17	18	26	25	29	37	42	64
中学生	92	100	94	67	61	64	69	73	95	114	109

出典:学校教育課資料

⑥特別支援学級在籍者数の推移

全国

年々増加しており、2020(R2)以降30万人を超過
2022(R4)と2013(H25)のおよそ10年間で倍増
(近年、特別支援学校の在籍者数は微増傾向、
通級指導教室では大幅な増加傾向)

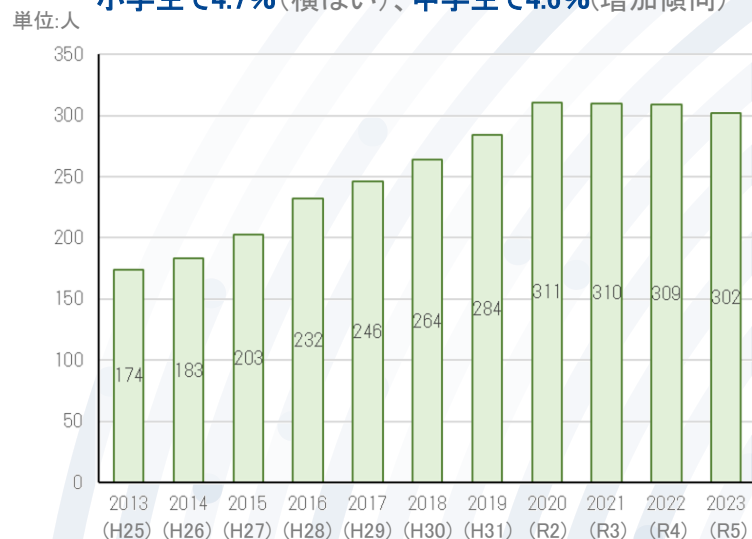


	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
在籍者数	174,881	187,100	201,493	218,127	236,123	256,671	278,140	302,473	326,457	353,438	

出典:学校基本調査

高山市

2020(R2)まで増加傾向、以降は微減
(⇔児童生徒数は、全体で毎年約100人減少)
2023(R5)現在、全ての児童生徒数に占める割合は
小学生で4.7%(横ばい)、**中学生で4.6%**(増加傾向)



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
在籍者数	174	183	203	232	246	264	284	311	310	309	302

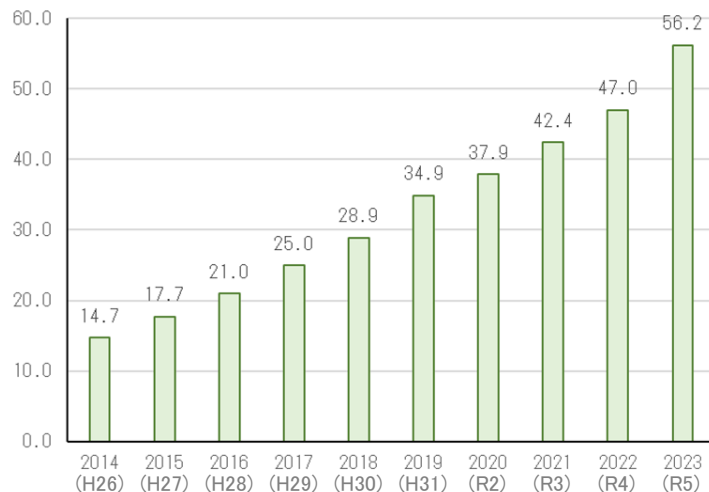
出典:学校教育課資料

⑦障がい児サービス利用者数の推移

全国

直近では50万人を大きく超過し、急速に利用が増加
内訳は、放課後等デイサービスが約35万人、児童発達支援が約18万人となっている

単位:万人



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
利用者数	14.7	17.7	21.0	25.0	28.9	34.9	37.9	42.4	47.0	56.2

出典:10月の利用者数 厚生労働省資料

高山市

当市における障がい児福祉サービス支給決定者は、
年々増加傾向にある

2022(R4)、市独自に**放課後等デイサービスの支給基準の見直しを実施**(個に応じた量で支給決定)

単位:人



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
利用者数	396	459	478	511	525	531	539	556	562	577

出典:年度末の支給決定者数(通所、居宅) こども政策課資料

⑧ 育児休業取得率の推移

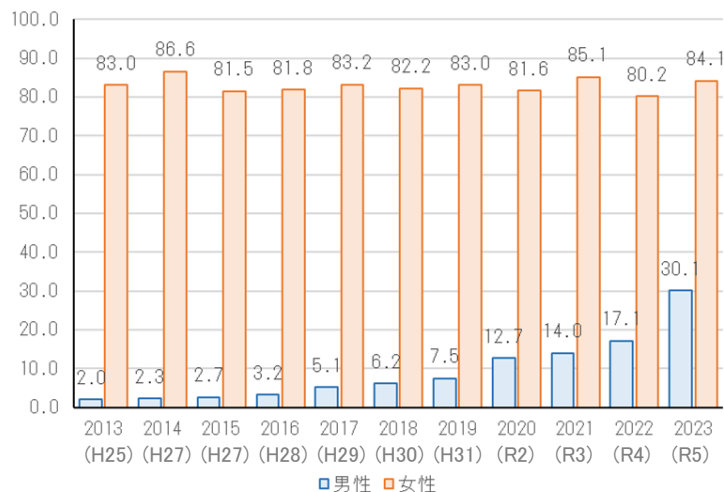
全国

女性の取得率は80%台前半で推移

男性の取得率は、R5.4からの取得率公表の義務化（従業員1千人以上）などにより急増

国では、公表の義務化が従業員300人以上に拡大となる2025(R7)までに、50%を目指すとする

単位:%



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
男性	2.0	2.3	2.7	3.2	5.1	6.2	7.5	12.7	14.0	17.1	30.1
女性	83.0	86.6	81.5	81.8	83.2	82.2	83.0	81.6	85.1	80.2	84.1

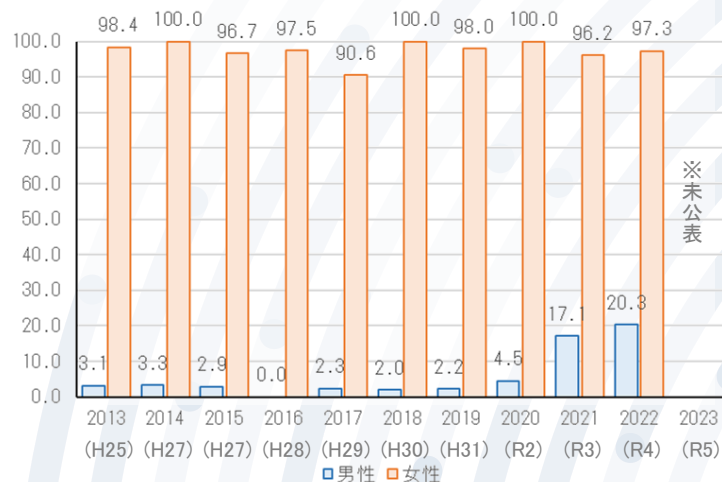
出典:厚生労働省 雇用均等基本調査

高山市

女性の取得率は90~100%と高率で推移

男性の取得率も全国の傾向とほぼ同様、近年は急速に上昇している

単位:%



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
男性	3.1	3.3	2.9	0.0	2.3	2.0	2.2	4.5	17.1	20.3	
女性	98.4	100.0	96.7	97.5	90.6	100.0	98.0	100.0	96.2	97.3	

出典:高山市 労働実態調査

2.

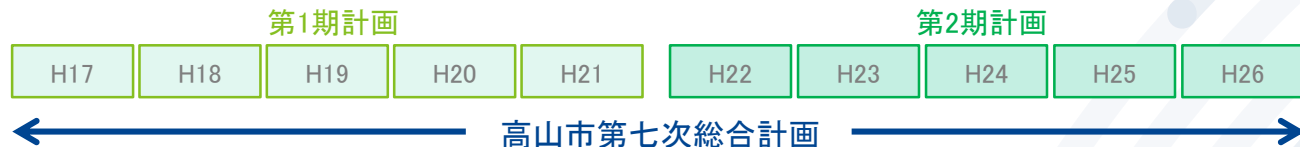


現計画における成果と課題

次に、これまでの計画に基づく取組みなどを振り返り

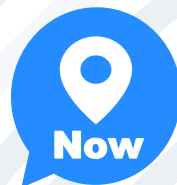
① 高山市子どもにやさしいまちづくり計画

(平成17年3月策定)



基本理念: 住みよいまちは 行きよいまち

都市像: やさしさと活力にあふれるまち「飛驒高山」



基本理念: 協働、創造、自立

都市像: 人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち飛驒高山

新たな「こども計画(仮称)」 (令和7年3月策定予定)



← - - - 高山市第九次総合計画 - - - →

基本理念(案): 人を育み 未来につなぐ

都市像(案): 暮らす人、訪れる人が「しあわせ」を実感するまち飛驒高山

②現計画の体系

基本理念

子どもがやさしさにつつまれ
健やかに育つまち

基本目標

1.安心して子どもを
生み、育てることが
できるまちづくり

2.子どもが豊かに
学び、健やかに
育つまちづくり

3.みんなで子育て
世代を支え合う、
愛情につつまれた
まちづくり

基本施策

1.妊娠期からの途切れのない支援

2.母子の健康保持・医療体制の充実

3.保育環境等の充実

4.保育サービスの充実

1.遊び場や居場所の充実

2.教育環境の充実

1.子どもの権利の擁護

2.子育ての不安や負担の軽減

3.ワーク・ライフ・バランスの推進

4.地域社会で支え合う子育ての推進

5.安全・安心・快適なまちづくりの推進

施策内容

1.妊産婦支援の充実 2.乳幼児期の子育て支援サービスの提供
3.発育に関する相談支援の充実

1.健康づくりの推進
2.医療体制の確保

1.保育施設等の管理・運営
2.保育体制の確保

1.多様な保育サービスの提供

1.放課後児童等の居場所づくり
2.子どもの遊び場の充実

1.育成支援の充実 2.郷土教育の推進
3.様々な学習機会の提供 4.学校施設の管理・運営

1.権利の保障

1.安心して暮らせる子育て支援体制の充実
2.経済的負担の軽減

1.子育てと就労等の両立支援
2.育児参加の促進

1.地域と協働した子育て支援

1.安全対策の充実
2.快適なまちづくりの推進

③各施策における 主な成果と課題

成果

- 母子手帳交付からの伴走型支援の実施
- 産後ケア事業の導入や助産師相談の実施など、利用者ニーズに即した妊産婦支援を充実
- 初回産科受診料や産後健診、1か月児健診受診料に対する助成など、母子の健康保持を促進
- 令和6年度から児童福祉と母子保健を一体化(教育が兼務)したこども家庭センターへ移行し、相談支援体制を強化
- 直営診療体制の整備、中核病院における施設等整備に対する助成、医療人材の確保に対する支援など医療体制を確保
- 公私立保育園における保育環境の充実、保育支援システムの導入による働き方改革、バス置き去り防止装置の設置による安全対策など、安心して預けられる保育環境の整備を推進
- 病児保育事業の実施、ファミリーサポート事業の開始(夜間保育事業を吸収)など、きめ細かな託児ニーズに対応
- 個に寄り添った家庭支援の充実による養育環境の整備を促進

課題

- 1.安心して子どもを生み、育てることができるまちづくり
- 2.妊娠期からの途切れのない支援
- 3.母子の健康保持・医療体制の充実
- 4.保育環境等の充実
- 5.保育サービスの充実
- こどもを産み育てる年齢層(30～40代)の減少が当市の急速な少子化に結びついており、自然増(出生)のほか**社会増(転入)対策が必要**
- 乳幼児健診の充実(全国的な制度化)がすすめられるなか、スムーズな導入に向けた地域の医療資源や実施体制との調整が必要
- 少子化や人間関係の希薄化などに伴い、**子育ての孤立化(ワンオペ)**がすすんでおり、交流や相談機会の充実が必要
- 組織見直しにより相談支援体制の充実を図った一方で、**アナログ(紙)や一般的なソフトを使った情報管理の見直し**が積み残しの課題
- 開業医の高齢化をはじめ**医療資源のひっ迫**を不安視したり、待ち時間など**アクセスの悪さ**を訴える市民意見が多くあり、対応の検討が必要
- 支援が必要なこどもの増加、未満児の保育ニーズ増加への対応が求められる一方で、著しい**少子化に伴う保育・幼児教育の受け皿のあり方の検討**、中長期的な展望に即した**施設整備が必要**
- ファミリーサポート事業は、開始後の時間経過とともに判明してきた**諸課題を整理**したうえで、見直しに向けた検討が必要

④各施策における 主な成果と課題

成果

- 放課後児童クラブの処遇改善や環境整備を進め、こどもの健全育成と保護者の就労支援を推進
- モンデウスパークの開設、ぎふ木遊館サテライト施設に対する支援など、市民の声を踏まえた屋内型の遊び場を充実
- 原山市民公園や赤保木公園(市民プール)のリニューアル、大八グラウンドの人工芝化など、屋外型の遊び場等を充実
- こども食堂に対する助成、まちづくり協議会との連携による地域活動など、身近なこどもの居場所づくりを推進
- 大学活動の誘致、村半の運営、若者の自主活動に対する支援など、若者が誇りと愛着を持てるまちづくりを推進
- 郷土教育、キャリア教育、ICT教育など特色ある教育活動の推進やこども夢創造事業など、多様な学びの機会を提供
- 学びの多様化教室「にじ色」や各校への「校内教育支援センター」の設置など、個に寄り添った学びの保障を推進
- 市内初の義務教育学校「荘川さくら学園」の整備や地域の意向を踏まえた運営方法の調整、校舎や屋内運動の改築・長寿命化改修など教育の環境整備を推進
- 校務支援システムの導入など教員の働き方改革を推進

課題

- 天候に左右されない**屋内型の魅力あるこどもの遊び場の充実**が求められており、駅西地区複合・多機能施設などの整備が必要
- 既存の様々な遊び場**について、駐車場や清潔なトイレなど**利用者ニーズに応じた全体のあり方検討**、あるべき姿への移行が課題
- 市内で開設される**民間フリースクール**は事業継続性に課題があるなど、**様々なこどもの居場所の持続可能な仕組み**の検討が必要
- こども食堂に対する支援**は、補助上限や効率性など複合的な課題があるため、市内における活動の活性化に向けた**見直し検討が必要**
- 若者支援の充実**に向け、中間支援団体等と連携した対応が必要
- 荘川以外の地域における**義務教育学校化**など、地域住民の意向などを十分踏まえた**あり方の検討**、計画的な取り組みが必要
- 児童生徒の**多様な学習ニーズへの対応**、地域に対する**愛着の醸成**、未来を見据えた**キャリア教育などの一層の推進**が必要
- 事務や行事の精選など、**教員の働き方改革の一層の推進**が必要

2.子どもが豊かに学び、
健やかに育つまちづくり

1.遊び場や居場所の充実

2.教育環境の充実

⑤各施策における 主な成果と課題

成果

- 児童虐待の未然防止に向けた啓発、関係機関との連携による丁寧なこども家庭支援を実施
- いじめ防止アドバイザーの配置、アンケートやSOSダイヤルの設置などいじめ防止に全力で取組むほか、児童生徒等の重大事態調査委員会を設置し、再発防止に向けた体制を整備
- こども医療費を高校生まで拡大、学校給食費の1/3助成、子育て支援金など子育てにかかる経済負担の軽減を推進
- 福祉サービスの提供や発達検査の実施、専門職による助言など、支援が必要なこども家庭へのサポートを充実
- 講演会やセミナーの開催、広報誌などを通じた周知などにより、ワークライフバランスの普及啓発を推進
- 妊婦(父親)教室等の学習機会の提供など家庭教育を推進
- まちづくり協議会や市民活動団体の支援、子育てサークルの自主活動支援などにより、地域で支えあう環境整備を促進
- 防犯灯や通学路照明など環境整備、見守り活動、こども110番の家の周知など、地域と連携した安全対策を推進
- 通信アプリを活用し、気象・不審者情報などを迅速に発信

課題

3.みんなで子育て世代を支え合う、愛情につつまれたまちづくり

- 1.子どもの権利の擁護
- 2.子育ての不安や負担の軽減
- 3.ワーク・ライフ・バランスの推進
- 4.地域社会で支え合う子育ての推進
- 5.安全・安心・快適なまちづくりの推進

- 様々な媒体を活用したこどもの権利の周知啓発、これまで以上のこどもの意見の聴取や反映(フィードバック)を意識した取組が必要
- 安心してこどもを生み育てられるようなきめ細かな経済的支援、子育てに必要な現物給付などの充実が必要
- 制度やサービス、施設などの利用を容易くすることで効果を高めるほか、こどもや家庭が地域に支えられているという意識の醸成が必要
- 障がいやヤングケアラーなど支援が必要なこどもが増加するなか、支援機関が連携した包括的な支援体制の整備、適切な支援が必要
- 父親の長時間労働、母親の非正規雇用などワンオペ育児に陥り易い環境の改善、性別による固定的な役割分担意識の解消が必要
- 若い世代が結婚やこどもを持つ夢を実現し、将来に希望を持てるような職場環境や周囲が子育て家庭をサポートする意識醸成が必要
- 親子の愛着を基礎とした豊かな体験活動など家庭教育の充実が必要
- 災害や犯罪、事故などによる被害の未然防止、意識啓発が必要



3.

こども計画(仮称)の位置付け

その上で、新たな計画の背景や基本事項について整理

① こども計画の根拠法令など

【世界】

子どもの権利条約

世界中全ての子どもが持つ権利を定めた条約

H2.9.2発効
H6.5.22批准

【国】

こども基本法

こどもを権利の主体と位置付け、権利を擁護する総合的な法律(無期限、施行5年を目途に検証)

R4.6.22公布
R5.4.1施行

こども大綱

こども基本法に基づき、国が取組むこども施策の重要事項を定めた文書(期間:おおむね5年)

R5.12.22
閣議決定

こども未来戦略

急激な少子化を食い止めるための集中的な取組みを定めた文書(期間:加速化パッケージは3年)

R5.12.22
閣議決定

こどもまんなか

実行計画

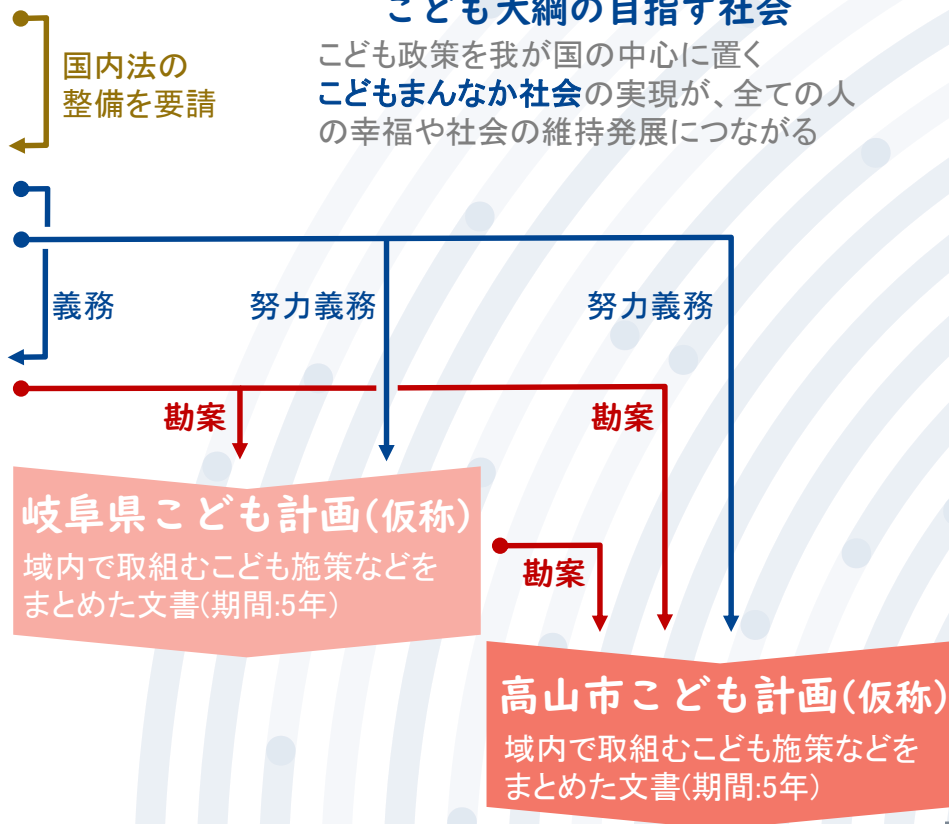
当年度に国が取組む具体的な施策をまとめた文書(期間:1年)

R6.5.31
推進会議決定

国内法の
整備を要請

こども大綱の目指す社会

こども政策を我が国の中心に置く
こどもまんなか社会の実現が、全ての人の幸福や社会の維持発展につながる



② こども計画の法的位置付け

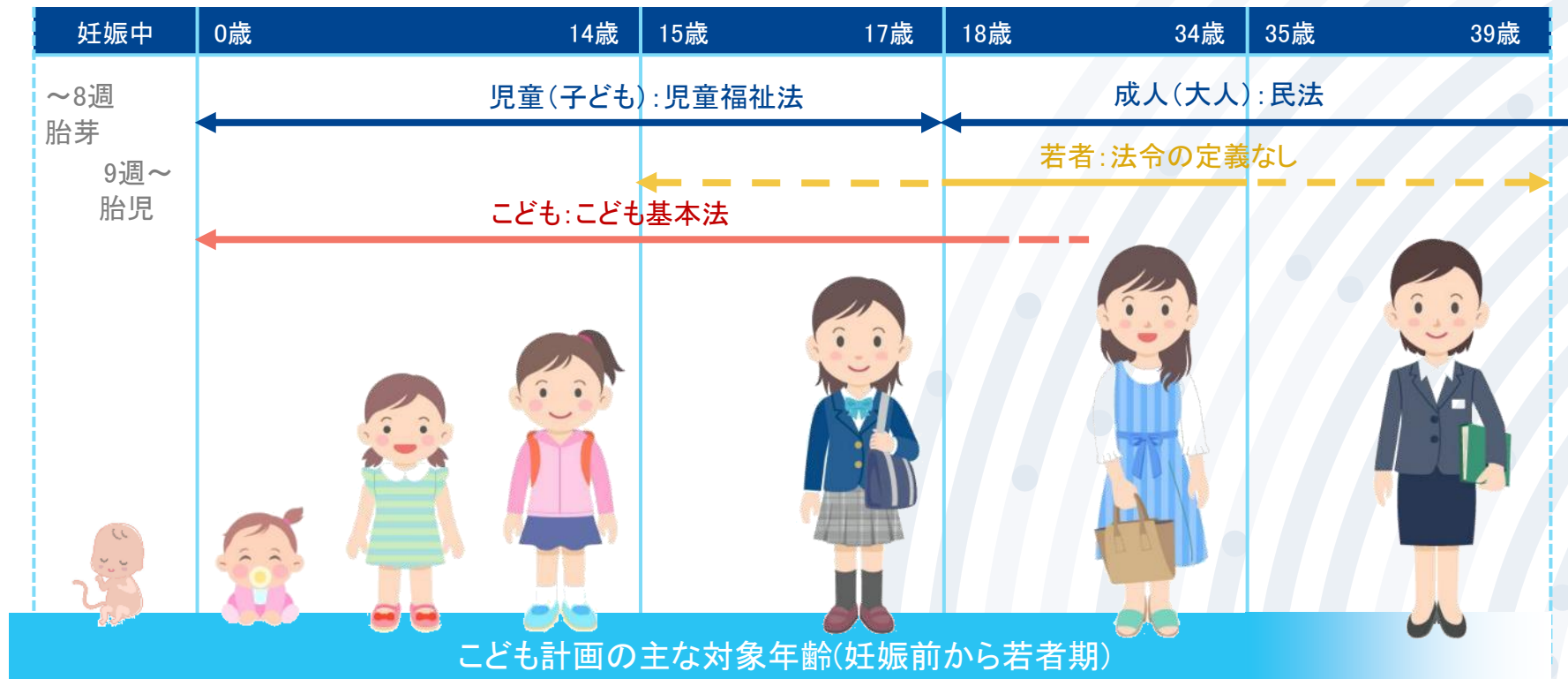
高山市こども計画(仮称)においては、下記の6つ(従前は3つ)の法律に基づく計画と位置付けることを想定

根拠法	法の目的など	こども大綱※	計画策定	高山市	
				R6以前	R7以降
「こども基本法」に基づく推進計画	こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進するための包括的な基本法	根拠	努力義務	—	高山市こども計画(仮称)※一体化
「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画	少子化に対応し、子どもたちの健やかな育成を支援するための法	—	任意	高山市子どもにやさしいまちづくり計画※一体化	
「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画	現金給付(児童手当)、教育・保育給付を行い、子どもが健やかに成長できる社会を実現するための法	—	義務	—	
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく対策計画	子どもの貧困を解消し、全ての子どもが健やかに育成され、教育の機会均等が保障されるための法	一体化	努力義務	—	
「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画	ひとり親世帯等の経済的・社会的な自立を支援し、扶養している子どもたちの福祉を増進するための法	—	任意	未策定	
「子ども・若者育成支援推進法」に基づく支援計画	子ども・若者の意見表明や社会参加を促進しつつ、社会総がかりで育成・支援を推進するための法	一体化	努力義務	未策定	—
(少子化対策基本法)	少子化が急速に進行するなか、政府と地方自治体が一体となって少子化対策を推進するための法	一体化	なし	—	

※こども大綱は、子どもの貧困、子ども・若者育成、少子化対策の各法に基づく大綱を吸収・一本化

③ こども計画の主な対象年齢

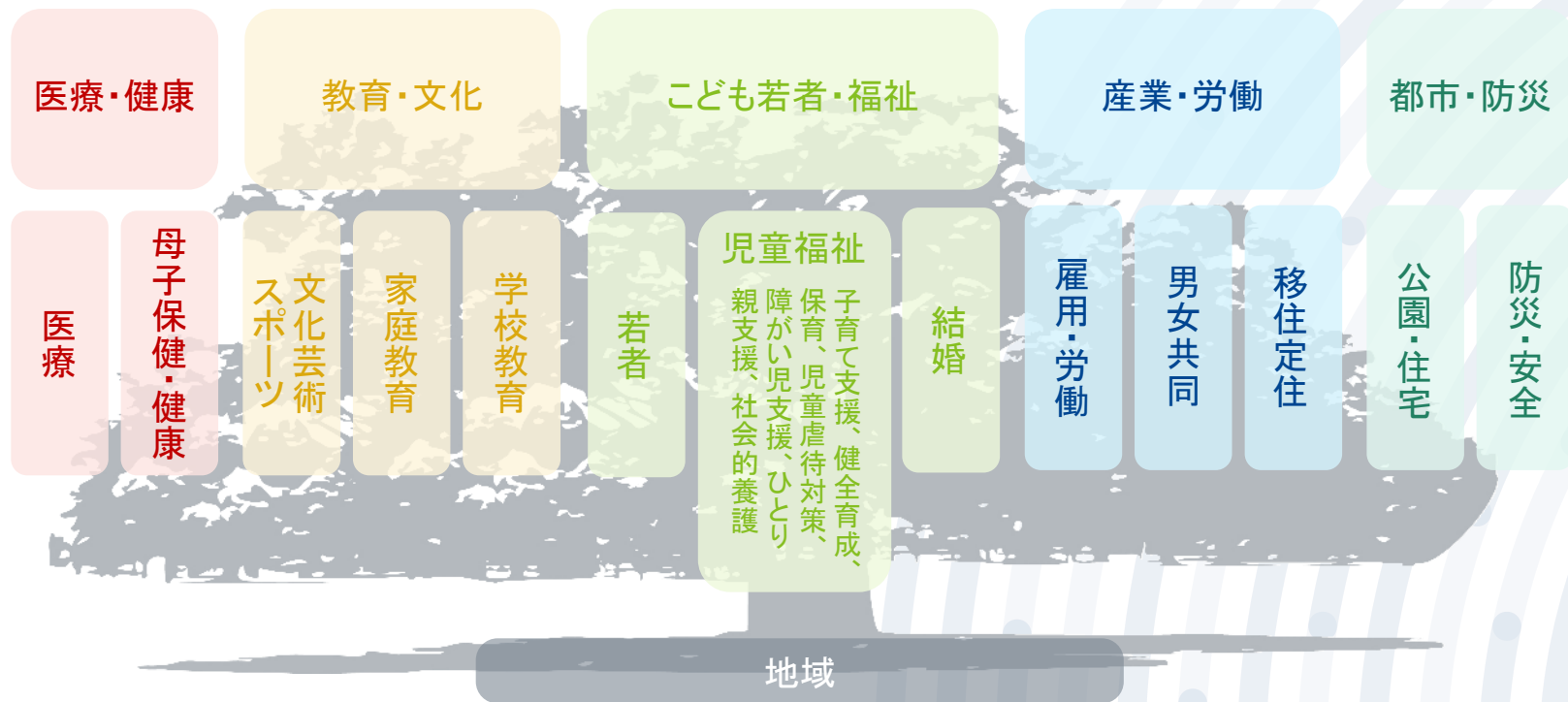
児童福祉法において、「児童(子ども)」は18歳に満たない者」と定義され、年齢による支援の切れ目が課題だったが、こども基本法では、「こどもは**心身の発達過程にある者**」と定義され、**個に応じた切れ目のない支援**が可能となった



④ こども計画の対象範囲

こども基本法において、「こども施策は、こども・保護者の支援、家庭や社会的養育環境の整備、その他のこどもに関する施策、一体的に講ずべき施策」と定義され、非常に広範な範囲を指すこととなった

児童福祉を幹(地域を基盤)とし、関連分野にも**大きく枝葉を広げた大樹のようなイメージ**が対象範囲となる





4.

こども計画(仮称)の概要案

最期に、現在検討している計画の骨子などを紹介

①計画名称(案)

高山市こども未来計画

サブタイトル(基本目標＝目指す姿)

笑顔あふれるこどもを育み 未来につなぐ



こどもをまちづくりの中心に捉え、まちぐるみで笑顔（幸福＝well-beingが表出した状態）のこどもを育むことにより、**家庭**の幸福、やがては**地域**（まち）に暮らす全ての人の幸福につながり、みんなの**未来**を明るくするような、まちを挙げた取組みを進めることを表す名称とする

well-being

心と身体、環境の全ての面から持続的幸福感

②基本姿勢(案)

こどもや若者、子育て
当事者の視点を尊重し、
対話しながら共にすすめる

ii.こどもの
意見を反映
する

こどもや若者のライフ
ステージに応じて、切れ目の
ないサポートをすすめる

iv.こどもを
切れ目なく
支える

v.こどもを
まちぐるみで
育む

i.こどもの
権利を護る

こどもや若者の権利を
保障し、多様な人格と個性
の尊重を基本にすすめる

こども未来
推進のため
の5つの
基本姿勢

iii.こどもの
最善の利益を
優先する

こどもや若者にとって、
最も良いことであるかを
常に考慮しつつすすめる

こどもや若者の育ちを
家庭、地域が緊密に連携し、
面的な支援をすすめる

③計画体系(案)

横軸に全体対象の取組み(1.心身、2.豊か)、個に応じた取組み(3.誰も)を配置
分野を超えて共通する取組み(A権利、B意見、C連携)を縦軸にクロス

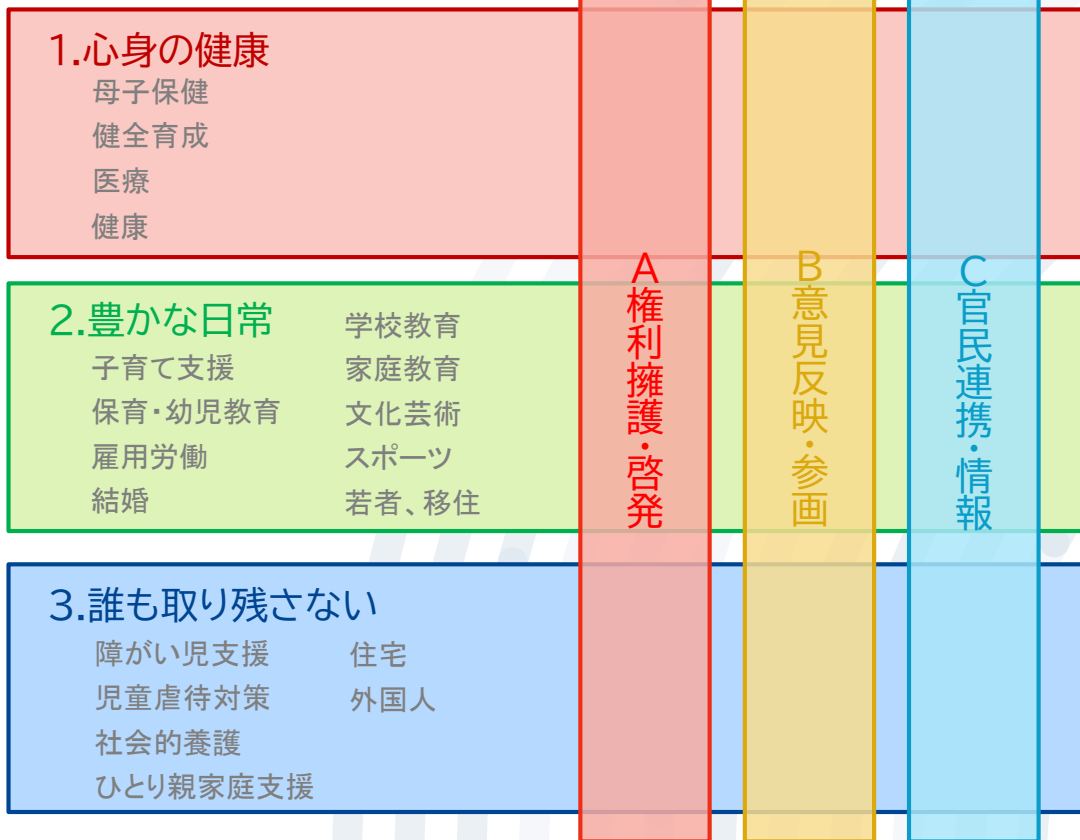
基本目標(目指す姿)



基本姿勢



基本施策(目指す姿の実現に向けて)



④取組みの方向性(検討案)

1.心身の健康 母子保健、健全育成、医療、健康

- 駅西地区複合・多機能施設における屋内型遊び場の整備など、
魅力的な遊び場の充実
- 地域と連携したこども食堂の開設・運営に対する支援など、
こどもの居場所づくりの推進
- 各種アプリや情報システム導入など**DXによる利便性の向上**と効率化の推進
- 乳幼児や妊産婦**健診、相談機会の充実**
- 医療アクセス向上**に向けた検討



⑤取組みの方向性(検討案)

2.豊かな日常

子育て支援、保育幼児教育、雇用労働、結婚、学校教育、家庭教育、文化芸術、スポーツ、若者、移住

- きめ細かなこども家庭に対する**経済的支援の充実**、**こども料金の見直し**に向けた検討
- ファミリーサポート事業の利用促進
- 保育士など**人材確保の推進**
- 市内産業の**高付加価値化、生産性向上の促進**
- 結婚支援の充実**、若者の**出会いの機会創出**
- 新学校給食センターほか**学校施設の整備推進**
- 親子で**学べる機会の充実**
- 若者による**活動、地元就労に対する支援の推進**



⑥取組みの方向性(検討案)

3.誰も取り残さない

障がい児支援、児童虐待対策、社会的養護、ひとり親家庭支援、住宅、外国人

- 様々な支援機関との連携による**重層的支援体制の整備**
- 高校中退者などの**社会的自立に向けた支援**の充実
- 市外の医療機関**などを利用する際の**負担軽減**
- 情報システムの整備による**迅速かつ切れ目のない支援体制の確保**
- ひとり親家庭**に対する**経済負担の軽減**に向けたサポート
- 空家等の活用促進**による良好な住環境の提供
- 在住外国人**に対する生活サポートの充実



⑦取組みの方向性(検討案)

権利擁護・啓発

意見反映・参画

官民連携・情報

- 子どもの権利条約、こども基本法をはじめ、**こどもの権利などの周知促進**
- 市「**こども条例(仮称)**」の検討
- こどもや子育て家庭など当事者の意見反映、**参画の仕組みづくり**
- SNSなどを活用した**効果的な情報発信**
- 支援者の**ネットワークづくり**
- 地域が主体となった取組みへの支援



⑧計画期間、推進体制(案)

計画期間

令和7～11年度
(5年間)

✓毎年度、主要な取組みや目標値の推移などを把握、フォローアップを実施

✓計画期間内にあっても必要に応じ、計画の見直しを行うほか、当事者の意見や国県の動向などを踏まえ柔軟に対応

推進体制



End of Presentation



 **kodomoseisaku@city.takayama.lg.jp**

 **0577-57-7001**